

作業環境測定の結果の評価に係る

管理濃度が改正されます

- 三酸化砒素の管理濃度の設定
- シアン化カリウム等 21 物質の管理濃度の変更
- 粉じん及び石綿の測定方法の一部変更

1 作業環境評価基準の改正について

管理濃度が下表のとおり改正されます。(作業環境評価基準別表関係)

管理濃度新旧対照表

		管理濃度 (旧)	管理濃度 (新)
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	2.9/(0.22Q+1)mg/m ³ Q: 遊離けい酸含有率 (%)	3.0/(0.59Q+1)mg/m ³ Q: 遊離けい酸含有率 (%)
②	石綿 (アモサイト及びクロシドライトを除く。)	5 μm 以上の繊維として 2本/cm ³	5 μm 以上の繊維として 0.15本/cm ³
③	三酸化砒素	—	砒素として0.003mg/m ³
4	シアン化カリウム	シアンとして5mg/m ³	シアンとして3mg/m ³
5	シアン化水素	5ppm	3ppm
6	シアン化ナトリウム	シアンとして5mg/m ³	シアンとして3mg/m ³
7	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として0.05mg/m ³	水銀として0.025mg/m ³
8	パラ-ニトロクロロベンゼン	1mg/m ³	0.6mg/m ³
9	弗化水素	3ppm	2ppm
⑩	ベンゼン	10ppm	1ppm
11	マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして1mg/m ³	マンガンとして0.2mg/m ³
12	硫化水素	10ppm	5ppm
13	鉛及びその化合物	鉛として0.1mg/m ³	鉛として0.05mg/m ³
14	アセトン	750ppm	500ppm
15	イソプロピルアルコール	400ppm	200ppm
16	キシレン	100ppm	50ppm
17	酢酸イソプロピル	250ppm	100ppm
18	酢酸エチル	400ppm	200ppm
19	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	100ppm	50ppm
20	スチレン	50ppm	20ppm
21	トリクロルエチレン	50ppm	25ppm
22	ノルマルヘキサン	50ppm	40ppm

注1) 三酸化砒素は、新たに管理濃度が設定された物質で、特定化学物質等障害予防規則第36条の2により作業環境測定の結果の評価が必要となります。

注2) 番号に○をつけた物質は、評価結果の記録を30年間保存しなければなりません(特化則第36条の2)。